

静岡県告示第117号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和6年2月26日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年2月26日

静岡県知事 川勝平太

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|------|-------------------|-----------|
| 414号 | 伊豆市湯ヶ島字桐山892番の2地内 | 令和6年2月26日 |

=====

静岡県告示第118号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和6年2月26日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年2月26日

静岡県知事 川勝平太

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|-------|---|-----------|
| 富士裾野線 | 裾野市須山字二本木1342番の32から 裾野市須山字二本木1330番の5まで | 令和6年2月26日 |